

# 地理的表示保護制度

生 越 由 美\*

**抄 録** 2014年6月に創設された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」は、今後の日本の食材のブランド構築に多大な影響を与えられと考えられます。私たちは今までのEU諸国やEU共同体の地理的表示保護制度の歴史の変遷やTRIPS協定における地理的表示の規定を見直して、農林水産物や加工品の輸出のための知財戦略を構築し、工業、サービス業に続いて農林水産物の輸出を促進する時が来ています。

## 目 次

1. はじめに
2. 地理的表示保護制度とは
3. 地理的表示保護制度に関する国際条約
4. 「特定農林水産物等の名称保護に関する法律（地理的表示法）」
5. おわりに

## 1. はじめに

近年、「関アジ」「関さば」など、農林水産物や加工品の分野で「地域ブランド」の成功事例が誕生しています。このため、日本政府はさらなる地域ブランドの成功事例の構築を目指してさまざまな法律や制度を創設しています。

経済産業省・特許庁は、2006年4月から「地域団体商標」制度を導入し、現在まで500件を超える地域団体商標を登録しています。さらに今年（2014年）8月からは地域団体商標の権利主体を商工会やNPO法人などにも拡大する法改正を行いました。

農林水産省は、農林水産物の輸出を増やし、農産物を活用して6次産業化を図るなどの「攻めの農政」に取り組んでいます。今年6月には地域のさまざまな特性に由来した品質等を備え

た特徴ある産品を活用し、産品の原産地名称を地域の共有財産（知的財産）として活用を図るために「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（通称：地理的表示法）」を創設しました。

本稿ではこの制度の手法となったと考えられるフランスを源流とする「欧州共同体（EU）の地理的表示保護制度」やTRIPS協定を理解することで日本の地理的表示法の位置づけや課題を考えます。

## 2. 地理的表示保護制度とは

### (1) 成立の歴史

地理的表示保護制度は古代エジプトにおけるピラミッド建設において、レンガの産地表示がレンガの強度の証となったことが由来だそうです。条約上の地理的表示保護の歴史は、「工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）」で「原産地表示又は原産地名称<sup>1)</sup>」を保護対象としたことに始まります。その後、欧州の主導による主としてワインに関する「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド

\* 東京理科大学（MIP）教授、IT総合戦略本部・新戦略推進専門調査会分科会・農業分科会構成員  
Yumi OGOSE

協定（1891年）」及びその登録等の手続きに関する「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定（1958年）」へと繋がります。

これらの条約や協定の成立と並行して、欧州各国では地理的表示を保護する法律が独自に発展し、EU規則の制定に繋がります。EU規則に一番影響を与えたのがフランスの地理的表示保護制度「アペラシオン・ドリジン・コントローレ（AOC）」です。一方、商標法で保護する米国<sup>2)</sup>などの国や、国内のワイン・ウイスキーなどを国内法で保護する国があります。

これらの世界各国の動きを踏まえ、世界貿易機関（WTO）設立時に制定された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定、1994年）」では「地理的表示」を知的所有権の一つとして明記しました。

## (2) フランスの地理的表示保護制度

フランスのジロンド県で生産されているボルドーワインを巡って第1次世界大戦前に問題が起きました。マドリッド協定の加盟国が少なく、国内でも法律が整備されていなかったため、スペイン、米国、豪州産のワインがボルドーワインになりすます事件が多発したのです。ボルドーワインの生産者は原産地の偽称と価格の低迷という問題に直面し<sup>3)</sup>、自らを守るために1911年に生産者がワインの原産地を統制する国家規制の起草に力を尽くしました。この規制はアペラシオン（地名）を限定し、県産のワイン以外はボルドーワインとして販売することをフランス政府が禁止するものでした<sup>4)</sup>。しかし原産地名称の保護のみでは偽物のワインを排除することができず、政府は品質も検査することになりました<sup>5)</sup>。その後、1936年に国立原産地名称研究所（INAO）を管理組織として設立し、AOCを制定して、地理的産地、ぶどう品種、収穫量、アルコール度数、栽培及び醸造方法を含む生産基準について管理する制度に進化させ<sup>6)</sup>、イタ

リアなどがこれに追随し同様な制度を導入しました。

## (3) EUの地理的表示保護制度

EU各国の制度を受けて、EUは域内の優れた農産物や食肉加工品や酒などを不当な競争から保護するために「地理的表示」を活用することとし、1992年に「農産物及び飲食料品の地理的表示並びに原産地呼称の保護に関する理事会規則（EC）No 2081/92」規則で保護原産地呼称（PDO：Protected Designations of Origin）と保護地理的表示（PGI：Protected Geographical Indications）等を保護することを決めました。

### 1) 保護原産地呼称（PDO）

「ある地域、特定の場所（例外的に国）の名称を意味し、農産物又は食品がそこで産出され、当該生産品の品質又は特徴が、固有の自然的及び人工的要因を有する特定の地理的環境にもつぱら又は本質的に由来し、当該生産品の生産、加工及び調整が全て特定された地理的区域において行われているもの」と定義されています。具体例としては、「ポモドーロ・ディ・サンマルツァーノ（イタリアのナポリ周辺で育てられるサンマルツァーノ種のトマト）」などがあります。

### 2) 保護地理的表示（PGI）

「ある地域、特定の場所（例外的に国）の名称を意味し、農産物又は食品がそこで産出され、当該生産品がその地理的原産地に由来する一定の品質、社会的評価、その他の特徴を有しており、当該生産品の生産、加工及び調整の少なくとも1つが特定された地理的区域において行われている」ものが該当します。具体例としては、「シードル（フランスのブルターニュ地方やノルマンディー地方の伝統的な飲み物）」などがあります。

### 3) PDOとPGIの比較<sup>7)</sup>

両者の共通点は、地理的・伝統的名称である

こと、製品が特定の地理的領域（GA：Geographical Area）に由来していること、登録手続きが必要なこと、政府により保護されていること、管理団体があることなどです。相違点は表1をご覧ください。

表1 PDOとPGIの比較<sup>8)</sup>

	PDO	PGI
マーク		
名称が由来するGA	特定の場所、地域または（例外的に）国	特定の場所、地域または国
GAとの関連性	本質的又は完全に由来	品質、評判、その他の特徴が結びついている
生産工程	全ての工程をGA内で実施	GA内で1工程以上実施
原材料	GA内	EU内どこでも

#### 4) 申請と審査と登録

規則により資格を認められた生産者団体（自然人・組合など；法人格要件は課されていない）がEU構成国に登録を申請します。EU域外国からも申請は可能です。その際、保護製品の指定を受けるための基準書となる「産品明細書」の作成が必要です。産品明細書には、①名称、②原材料の特徴、場合によっては主要な物理的・化学的・微生物学的・感覚（味覚）的な特徴を含む産品の説明、③地理的領域の定義、④地理的領域の原産証明、⑤生産方法、⑥産品が地理的領域に起原をもつことの証明、地理的環境との関連性、⑦検査体制、⑧特別の表示の詳細などが必要事項となっています。

EU構成国が申請をチェックした後、EU委員会に送付して12ヵ月以内に審査を行い、登録の可否を決定します。EU域外の第三国の場合は、直接EUに申請できます。審査項目は、①産品

明細書の内容、②普通名称審査（名称起源のある構成国及び消費区域の状況、他の構成国の状況、国内法令及び共同体法令）です。審査要件を満たせば、EU官報により公表し、6ヵ月以内であれば正当な利害関係のある構成国及び第三国からの異議申立を受け付けます。異議申立がないか、異議申立に理由がなければ、EUの管理する登録簿に登録され、EU官報で告示されます。登録の効果は、①登録名称の商業的な利用ができる、②登録名称の不正使用（“～風の”、“～式の”、“～法による”などを排除できる）、③登録名称は一般名称化しない、④産品明細書の条件に従う者は誰でもPDO、PGIを排他的にEU区域内で使用できる、などです。

なお、商標との関係ですが、EUの場合、商標出願と地理的表示出願が重なった場合、先に出願した方が登録されます。

### 3. 地理的表示保護制度に関する国際条約<sup>9)</sup>

#### (1) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）

##### 1) 定義

TRIPS協定第22条第1項において、地理的表示について「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義されています。注目すべき点としては、データ等により客観化しやすい品質等のほかに、社会的評価という客観的には判断しにくいものも要素として明記している点があり、文言上、社会的評価はあるが確立した品質その他の特徴がないもの（すなわち品質等で他と区別が困難なもの）も対象となり得ることとなっているのです。保護対象は農林水産物及び食品に限らず、名称以外の表示も保護されます。

## 2) 保護の内容

一般の商品とぶどう酒及び蒸留酒では保護の度合いが異なります。第22条第2項により、一般の品目については、原産地の誤認が生じなければ、例えば「北海道産パルマ風ハム」の表示は許容されています。

一方、ぶどう酒及び蒸留酒については第23条第1項による「追加的保護」のため、誤認されなくても地名の表示が禁止されています。つまり例えば、「山梨産ボルドー風ワイン」の表示は認められていません。

## 3) 商標等との関係

加盟国は第22条第3項及び第23条第2項より、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品を拒絶し又は無効とすること等とされています。

ただし第24条第5項より、加盟国においてTRIPS協定の地理的表示の保護の規定を適用する日又は当該地理的表示がその原産国において保護される日より前に、善意に出願、登録、取得された商標については、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、商標の登録の適格性、有効性、商標を使用する権利は害されないとしています。

つまり、原産国で地理的表示として保護される日より前に出願・登録等された商標は地理的表示と併存することがありえるのです。

## (2) TRIPS協定に関する国際交渉とバイ交渉

### 1) 内国民待遇<sup>10)</sup>

2003年、米国と豪州が「EU規則2081/92」はEU域内の生産者と域外との間で差別的取扱いをしているとWTO紛争処理パネルに提訴しました。具体的には、EUが「アイダホ・ポテト」など米国で「商標（特に、証明商標）」で保護されている製品に対してEUの地理的表示で保護されている製品と同等な保護（内国民

待遇）を与えていないというのです。

2005年、WTOは「EU域内の生産者と域外との生産者との間で差別的な取り扱いをしているので、TRIPS協定第3条第1項に規定する内国民待遇に反する」と裁定しました。同時に「地理的表示の保護は先行する商標権に与える影響が大きい」という米国の主張は影響を認めつつも第17条にて正当化されると却下しました。WTOの裁定を受けて、EUは内国民待遇に違反する規則などの不備を修正し、「農産品及び食品のための地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日理事会規則EC510/2006」を施行しました<sup>11)</sup>。

### 2) バイ交渉

WTOの下、マルチの貿易交渉も行われていますが議論の集約が困難なため、近年、自由貿易協定交渉などWTO外でのバイ交渉（2国間、国と地域）が各国間で活発に行われています。

日本もバイ交渉を活発化してきていますが、地理的表示の保護について日本が参考にすべきは韓国の対応です。韓国は米国とEUでFTAをそれぞれ締結した結果、米国との関係で商標法を改正し、EUとの関係で農水産物品質管理法と不正競争防止法を改正しました。現在では主に3つの法律による地理的表示の保護制度が併存しています<sup>12)</sup>。

世界各国でも、①商標法の証明商標や団体商標として保護する国（米国、韓国、豪州等）、②商標法に地理的表示保護に特別の条項を有する国（カナダ、中国、ドイツなど）、③知的財産法（産業財産法）の一類型として保護する国（ベトナム、フランス、イタリアなど）、④地理的表示法等の法律を有する国や地域（EU、インド、タイなど）、⑤その他（米国アルコール管理法及び連邦規則第27章、EUワイン規則、EUスピリッツ規則など）、地理的表示保護に関する法律が国内で併存しています<sup>13)</sup>。

#### 4. 「特定農林水産物等の名称保護に関する法律（地理的表示法）」

##### (1) 法律の概要<sup>14)</sup>

###### 1) 登録の対象

日本でも積極的に地理的表示を保護するために新法が制定されました。登録の対象は「特定農林水産物等」です（第6条）。「農林水産物等」には、食用の農林水産物及び飲食料品は全て含まれますが、非食用の農林水産物・加工品については、政令<sup>15)</sup>で指定されたものに限られます（第2条第1項）。なお、ワイン等の酒類や医薬品等については、「農林水産物等」の定義から除外されました（同項柱書き）。「特定農林水産物等」とは、①特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること、②品質、社会的評価その他の確立した特性が①の生産地に主として帰せられるものという要件を満たす農林水産物等をいいます（第2条第2項）。

###### 2) 申請主体

申請主体は「生産行程管理業務を行う生産者団体」です（第6条）。「生産行程管理業務」とは、①農林水産物等の明細書の作成・変更、②その構成員たる生産業者の行う生産が当該明細書に適合して行われるように必要な指導、検査等を行うこと等をいいます（第2条第6項）。

###### 3) 申請手続

登録の申請は、農林水産大臣に対して申請書を提出して行います。申請書には、生産者団体の名称・住所等、登録を受けようとする農林水産物等の名称・生産地・特性・生産の方法等を記載します（第7条第1項）。申請書には、明細書、生産行程管理業務規程等を添付しなければなりません（同条第2項）。なお、複数の生産者団体が、同一の特定農林水産物等について、共同して登録の申請をすることが可能です（同条第3項）。

###### 4) 申請内容の公示・意見書の提出学識経験

##### 者の意見の聴取

登録の申請があった後、申請書に記載された事項その他必要な事項が公示され、公示の日から2ヵ月間、申請書、明細書及び生産行程管理業務規程が公衆の縦覧に供されます（第8条）。公示はインターネットを利用する方法等により行われます（第23条）。公示された申請について意見のある者は、当該公示の日から3ヵ月間（以下「意見書提出期間」という）、農林水産大臣に対して意見書を提出することができます（第9条1項）。農林水産大臣は、意見書提出期間が満了後、登録の申請が登録拒否要件に該当するかどうかについて、学識経験者から意見を聴かなければなりません（第11条1項）。

###### 5) 登録・登録の拒否の判断、登録

農林水産大臣は、申請手続、申請内容の公示・意見書の提出を受け付けるとともに、学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断します（第12、第13条）。登録拒否要件は、次の4つに分類されます。①生産者団体に関する要件（第13条第1項第1号）、②生産行程管理業務に関する要件（同項第2号）、③農林水産物等に関する要件（同項第3号）、④名称に関する要件（同項第4号）です。登録される場合には、生産者団体の名称・住所等、特定農林水産物等の名称・生産地・特性・生産の方法等が特定農林水産物等登録簿に記載され、登録簿は公衆に縦覧されます（第12条、第14条）。

###### 6) 登録特定農林水産物等の地理的表示の使用、保護等

登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等又はその包装等について、地理的表示を付することができます（第3条第1項）。生産者団体の構成員が地理的表示を付するときは、登録された地理的表示であることを示す標章（マーク）を併せて付します（第4条第1項）。

「登録標章」は、地理的表示が登録に係る特

定農林水産物等の名称の表示である旨の標章（マーク）です。生産者団体の構成員でないときは何人も、農林水産物・食品又はその包装に地理的表示又は標章を付することはできません（第3条第2項、第4条第2項）。

農林水産大臣は違反者に対し、地理的表示若しくは標章又はこれらと類似する表示若しくは標章の除去を命ずることができ（第5条）、刑事罰を科すことができます（第28条、第29条）。

## (2) 他の法律との調整

地理的表示法の創設を受け、商標法第26条（商標権の効力が及ばない範囲）に第3項が、登録免許税法別表第一に87の2号が新設されました。しかし商標出願との関係がまだまだ明確ではありません。現在、登録商標と同一又は類似の名称であるときは登録が拒否される（第13条第1項第4号）ことは明らかですが、申請農林水産物等が公開された後でも商標出願は登録拒絶される可能性があるため、審査基準の説明が待たれるところです。

地理的表示と地域団体商標との違いがあります（表2）。第一に、地理的表示は国が品質保証を行う点です。第二は、品質基準を満たせば表示できる者は特定の団体に限定されません。第三は、不正使用に対して国（行政）が取り締まるので、生産者にとっては訴訟等の負担が無いことです。第四は、PDOやPGIと同様、日本

表2 地理的表示と地域団体商標の比較

	地理的表示	地域団体商標
品質保証	地域で基準を作成し、国が保証	定める場合は自主ルール制定
表示できる者	品質基準を満たせば特定の団体に限定されない	商標権を保有する団体の構成員のみ
権利行使	国が取り締まる	権利者が対応
海外展開	PDOと同様、日本の特産品と認識される	各国で商標登録をしなければ認識され難い

の特産品として認識されることです。

## 5. おわりに

以上、EU、TRIPS協定そして日本における地理的表示の保護について概観しました。

知的財産制度の国際問題は、一般的に先進国と開発途上国の「南北問題」とされることが多いようですが、地理的表示問題は「EUを代表とする旧大陸」と「米国、豪州などの新大陸」の対立の色彩が強いのが特徴です。このため、地理的表示制度を考えるときは米国とEUの戦略も見据えて分析する必要があります。

今、日本では2015年6月の「地理的表示法」の施行に向けて、政令等が検討されています。「地理的表示法」を日本の農林水産物と加工品の輸出を拡大できるような制度に成長させることが必要です。

## 注 記

- 1) 1925年の第5回パリ条約のヘーグ改正会議にて工業所有権の対象に原産地名を追加した。
- 2) 米国では、「商品又は役務の地理的出所を示す表示からなる商標」は商標法第1052条(e)(2)で主として地理的に記述的として主登録簿への登録が拒絶されるのが原則ですが、第1054条の規定に基づいて「団体商標又は証明商標として登録される地域的出所表示はその例外」とされている。米国は、TRIPS協定交渉時から証明商標制度で地理的表示の保護は対応可能と主張しています。
- 3) 神田慶也（編訳者）、ボルドー物語、p.447（1998）、有限会社海鳥社
- 4) ボルドーワインホームページ、ボルドーワインの知識～歴史（2004）（ウェブアーカイブ（Wayback Machine）に収録）  
<http://web.archive.org/web/20071210191813/http://japon.vins-bordeaux.fr/2004/index.html>
- 5) 前掲注3）pp.449
- 6) 前掲注4）
- 7) 中曾根佐織（駐日欧州連合代表部調査役）、EUの地理的表示制度の講演資料、p.7（2014）

- 8) 前掲注7) p.6に筆者が加筆修正。
- 9) 農林水産政策研究所, 地理的表示の保護制度について, pp.3~4,  
<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/gi-2a.pdf>
- 10) 農業情報研究所, EU食品品質政策の危機, 米国が地理的表示をWTO提訴 (2003)  
<http://www.juno.dti.ne.jp/tkitaba/globalisation/agritrade/news/03051701.htm>
- 11) ぶどう酒と蒸留酒については追加的保護があるのでEU規則の保護対象ではない。
- 12) 主な3つの法律とは, ①農水産物品質管理法 (韓国国内の農水産物又はその加工品を対象とする地理的表示保護制度), ②商標法 (地理的表示団体標章 (2005年7月施行) と地理的表示証明標章 (2012年3月施行) の2種類が存在する), ③不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 (2009年10月に締結された韓国とEUのFTAで, 両者が互いに保護すべき地理的表示をリストに明示し保護の対象となる旨を規定。2011年6月末にはFTAで保護された地理的表示の使用等を禁止した) である。
- 13) 社団法人日本国際知的財産保護協会, 諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究 (2012), pp.11-25
- 14) 農林水産省, 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (2014)  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/pdf/chiri\\_teki\\_hyouji\\_hou\\_joubun.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/pdf/chiri_teki_hyouji_hou_joubun.pdf)
- 15) 政令や省令などは策定中。
- URL参照日はいずれも2014年8月31日
- (原稿受領日 2014年9月1日)

